

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
平成29年6月30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号	
氏 名 日本碍子株式会社	
取締役社長 大島 卓	
代理人 住 所 小牧市大字二重堀字田神1155	
氏 名 日本碍子株式会社小牧事業所	
小牧事業所長 齋藤 英明	
電話番号 0568 - 72 - 3576	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本碍子株式会社 小牧事業所
事業場の所在地	愛知県小牧市大字二重堀字田神1155
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	H28年度 製造品出荷額 9,075百万円
③従業員数	619人

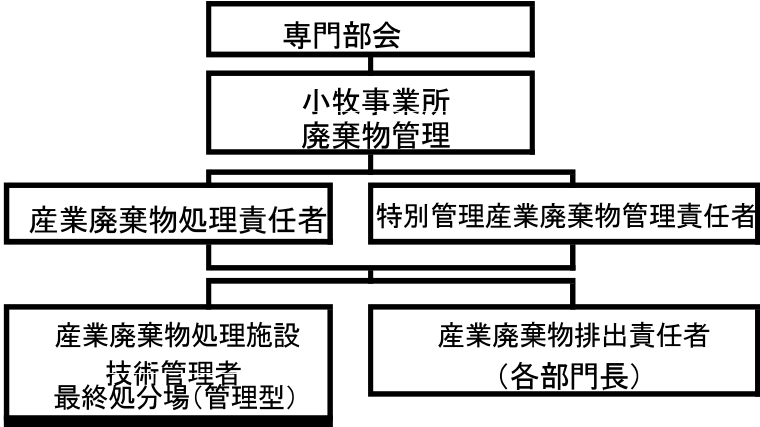
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) P C B等—P C B機器本体及び、抜油後再生処理業者に委託して処理。 (2) 引火性廃油—再生処理業者に委託して、油水分離・焼却処理。 (3) 強酸—再生処理業者に委託して、中和処理。 (4) 汚泥(有害)—再生処理業者に委託して、固化等処理。
---------------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 (有害)	
	排出量	31t	19t	19t	10 t	
	(これまでに実施した取組) (1) 引火性廃油(I P A)の有価物化による、発生量減。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 (有害)	

		排出量	10t	20t	30t	7t	
		(今後実施する予定の取組) (1)高濃度PCB機器・低濃度PCB油の廃棄物処理実施(無害化处理)により、PCB機器の在庫減。 (2)汚泥(有害)の廃棄物発生部門が、他地区へ移設。					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1)各部門の廃棄物の責任者に対して、分別教育を実施。					
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1)使用している電気機器にPCBの含有無の調査に取り組み、機器の更新を図る。					

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（平成28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 （有害）	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 （有害）	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（平成28年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 （有害）	

①現状	【前年度（平成２８年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 (有害)	
	全 処 理 委 託 量	31 t	19t	19 t	10t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	31 t	19 t	19 t	10 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	19 t	10 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	6 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	31 t	13 t	0 t	0 t	
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。					

（第５面）

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB等	引火性 廃油	強酸	汚泥 (有害)	
	全 処 理 委 託 量	10 t	20t	30 t	7t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	20t	30 t	7 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0t	30 t	7 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	5 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	10 t	15 t	0 t	0 t	

		(今後実施する予定の取組) (1)高濃度P C B機器・低濃度P C B油の廃棄物処理実施(無害化处理)により、 P C B機器の在庫減。 (2)汚泥(有害)の廃棄物発生部門が、他地区へ移設。
※事務 処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。